

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 五五
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件五件 五五
- 電線共同溝を整備すべき道路とし 五七

公 告

- て指定した件 五六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 五六
- 都市計画法により公聴会を開催する件 五七
- 福島県教育委員会教育長 五七
- 一般競争入札を行う件 五七

告 示

福島県告示第六百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年十月二十二日から同年十一月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
メガステージ白河Aエリア 福島県白河市新高山三十三番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百四十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年十月二十二日から同年十一月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
MOLTI 福島県郡山市駅前二丁目十一番一号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年十月二十二日から同年十一月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル日和田店 福島県郡山市日和田町字前田十九番の一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年十月二十二日から同年十一月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)福島市松山町複合店舗 福島県福島市松山町七十七番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年十月二十二日から同年十一月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年十月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら一箕町店 福島県会津若松市扇町土地区画整理事業
施行地区二―一街区一号ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年十月二十二日から同年十一月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年十月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
鹿島ショッピングランド 福島県いわき市鹿島町船戸字京塚三
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年十月二十二日から同年十一月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年十月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番地七ほか五十筆
二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。
（商業まちづくり課）

福島県告示第六百五十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。
平成二十二年十月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区間
県道喜多方停車場線	喜多方市字七百苅八五八八番五地先から同市字一本木上七 七四八番一〇地先までの上り線 喜多方市字七百苅八五九八番四地先から同市字一本木上七 七四六番一地先までの下り線

（道路計画課）

公 告

公告第三百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十二年十月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十月八日
- 二 名称
特定非営利活動法人 J i n
- 三 代表者の氏名
川村 博
- 四 主たる事務所の所在地
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字一里檀百三十七番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、「仁」の心に基づいて事業を行い、地域で生活している児童、障がい者、高齢者等の保健、医療、社会教育、福祉等の増進を図る活動を通して、一人ひと

りが豊かに、輝きながら生活を営むことができるよう寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県北都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十二年十月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 平成二十二年十一月十一日（木）午後六時から

場所 福島市上町四番二十五号 福島テルサ三階大会議室あぶくま

二 公聴会の案件

県北都市計画道路を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、県北都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、平成二十二年十一月四日（木）までに、別記様式による公述申出書を福島市都市政策部都市計画課又は福島県県北建設事務所を經由して知事に提出し、公述の申出をしなければならない。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課及び福島市都市政策部都市計画課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課又は福島市都市政策部都市計画課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

都市計画法により公聴会を開催する件（平成22年10月22日付け公告第354号）で開催することが公告された公聴会の案件「県北都市計画道路を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

平成 年 月 日

福島県知事

公述申出人

住 所
氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
 - 2 意見の要旨
- 注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、別紙として日本工業規格A列4番の大きさの用紙1枚に400字以内で横書きにして提出すること。

(署名・捺印)

福島県教育委員会教育長

公告第1号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センター情報教育研修用コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成22年10月22日

福島県教育センター所長 滝 田 文 夫

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量 福島県教育センター情報教育研修用コンピュータ一式（搬入、据付け、データの移行、調整、機器保守等を含む。）

(2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間 平成23年2月1日から平成28年1月31日まで

(4) 納入場所 福島県教育センター（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 仕様書に定める仕様と合致した物品又はこれと類似の物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

(5) 当該借入物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年11月22日（月）午後5時ま

でに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-0101 福島県福島市瀬上町字五月田16番地
福島県教育センター総務管理部総務管理チーム
電話024-553-3141

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成22年11月8日(月) 午前10時00分

(2) 場所 福島県教育センター 311研修室

5 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年12月2日(木) 午後1時30分 福島県教育センター 会議室

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成22年12月1日(水) 午後5時までに必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Computer System for Fukushima Prefectural Education Center 1 set

(2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 2 December 2010

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 1 December 2010

(4) Contact point for the notice : Fukushima Prefectural Education Center, 16, satsukiden, senouemachi, Fukushima-shi, Fukushima 960-0101 Japan TEL 024-553-3141

(総務管理部)